○ 療養費用算定基準細目(昭和63年9月1日消基発第305号)新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正案

Ⅲ 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準

柔道整復師の施術に要する費用は、次の各号に定めるところに より算定した額の範囲内とする。

- 3 往療料 2,760円
 - (1) 往療距離が片道4kmを超えた場合は、3,060円を算定する。
- 11 特別措置料金

整復等の施術上、特別に材料を必要とした場合は、特別措置料金として、次の額が算定できる。

区 分	特別材料費	包带交換料
骨折・不全骨折・	脱臼 1,670円	770円
捻挫·打撲	1, 020	410

- IV はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準 はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用は、次の各号 に定めるところにより算定した額の範囲とする。
 - 3 施術料金
 - (1) 初検料 2,980円

当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を

現

柔道整復師の施術に要する費用は、次の各号に定めるところに より算定した額の範囲内とする。

行

- 3 往療料 2,760円
 - (1) 往療距離が片道4kmを超えた場合は、3,240円を算定する。
- 11 特別措置料金

整復等の施術上、特別に材料を必要とした場合は、特別措置料 金として、次の額が算定できる。

区 分	特別材料費	包带交換料
骨折・不全骨折・脱臼	1,670円	750円
捻挫・打撲	1,020	400

IV はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準

はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用は、次の各号 に定めるところにより算定した額の範囲とする。

- 3 施術料金
 - (1) 初検料 2,970円

当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を

行った場合は、所定金額に650円を加算する。

ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額に 1,870円を加算する。

- (3) 施術料
 - ①(略)
 - ② マッサージ
 - a (略)
 - b 温罨法を併施した場合 1回につき 150円加算
 - (注)変形徒手矯正術との併施は認められない。

行った場合は、所定金額に650円を加算する。

ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額に 1,870円を加算する。

- (3) 施術料
 - ①(略)
 - ② マッサージ
 - a (略)
 - b 温罨法を併施した場合 1回につき 130円加算
 - (注)変形徒手矯正術との併施は認められない。